一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　シレ滝谷・ヨモギ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
高知県土佐郡土佐町南川
字佐賀井野　九八四番
　九九一番
　九九四番一
　九九五番
　九九七番
　九九九番から一〇〇五番まで
　一〇〇九番
　一〇一一番
　一〇一七番
　一〇一九番から一〇二一番まで
　一〇二六番一及び一〇二六番二
　一〇二七番から一〇三〇番まで
　一〇三二番
　一〇三五番
　一八六九番
　一八七〇番二
　一八七一番及び一八七二番
　一八七四番
　一八七五番二から一八七五番四まで
字恩場山
　一〇三六番一及び一〇三六番二
　一〇三七番一及び一〇三七番二
　一〇四三番
　一〇四四番一及び一〇四四番二
　一〇四五番から一〇四八番まで
　一八七七番一及び一八七七番二
　一八七八番三及び一八七八番四
　一八七八番六及び一八七八番七
　一八七八番九から一八七八番一一まで
字大瀧
　一〇九九番
　一一〇二番二
　一一〇三番及び一一〇四番
　一一〇九番
　一八八三番一
　一一二七番
　一一二九番三
　一一三七番
　一八九〇番二
字横荒
　一二七〇番
　一九〇八番一から一九〇八番五まで
　一九〇九番一
　一九〇九番三
　一八六一番一から一八六一番四まで
　一八六一番九から一八六一番一一まで
　一八六一番二二及び一八六一番二四
　一八六五番一及び一八六五番二
　一八六五番四から一八六五番九まで
　一八六六番一から一八六六番一二まで
　一八六八番一から一八六八番七まで
　一八六八番九
　一八六八番一一から一八六八番一四まで
字野地
字葛野
字艾畝
　一八七九番一六
　一八九四番三
　一九〇六番一から一九〇六番八まで
　一九〇六番一〇
　一九〇六番一二
　一九〇六番一五
字頭白
　一九一二番一から一九一二番三まで
　一九一二番五から一九一二番七まで
　一九一二番九から一九一二番一三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県土佐郡土佐町南川
字野地　一八七九番一六　一号及び十号
　一八七九番四　二号から九号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
字艾キ
　一九〇八番一から一九〇八番五まで
　一九〇九番一
　一九〇九番三
　一八六一番一から一八六一番四まで
　一八六一番九から一八六一番一一まで
　一八六一番二二及び一八六一番二四
　一八六五番一及び一八六五番二
　一八六五番四から一八六五番九まで
　一八六六番一から一八六六番一二まで
　一八六八番一から一八六八番七まで
　一八六八番九
　一八六八番一一から一八六八番一四まで
字焼森
　一八七九番一六
　一八九四番三
　一九〇六番一から一九〇六番八まで
字志力
字槻山
字稲森
字野地
字葛野
字艾畝
　一九〇八番一から一九〇八番五まで
　一九〇九番一
　一九〇九番三
　一八六一番一から一八六一番四まで
　一八六一番九から一八六一番一一まで
　一八六一番二二及び一八六一番二四
　一八六五番一及び一八六五番二
　一八六五番四から一八六五番九まで
　一八六六番一から一八六六番一二まで
　一八六八番一から一八六八番七まで
　一八六八番九
　一八六八番一一から一八六八番一四まで
字焼森
　一八七九番一六
　一八九四番三
　一九〇六番一から一九〇六番八まで
字志力
字槻山
字稲森
字頭白
　一九一二番一から一九一二番三まで
　一九一二番五から一九一二番七まで
　一九一二番九から一九一二番一三まで
高知県土佐郡土佐町南川
字横荒　一一二七番
　一一四〇番一
字大瀧　一一二二番
　一一二六番
字佐賀井野　一〇一九番
　一〇一四番二

○国土交通省告示第九百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　表六甲山腹岡本
　次に掲げる土地（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域及び昭和五十年建設省告示第千百二十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市東灘区本山町岡本字扇山
　一三一五番一
　一三一五番一二
　一三一六番一七

○国土交通省告示第九百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和四十五年建設省告示第千七百二十二号で指定した同号一五に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十五年建設省告示第千七百二十二号で指定した同号一五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町大江
字山神下モ分　一七一一番　一号から三号まで及び十号
　一七一二番　四号から九号まで
高知県土佐郡土佐町南川
字横荒　一一二七番
　一一四〇番一
字大瀧　一一二二番
　一一二六番
字佐賀井野　一〇一九番
　一〇一四番二

○国土交通省告示第九百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　表六甲山腹岡本
　次に掲げる土地（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域及び昭和五十年建設省告示第千百二十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市東灘区本山町岡本字扇山
　一三一五番一
　一三一五番一二
　一三一六番一七

○国土交通省告示第九百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和四十五年建設省告示第千七百二十二号で指定した同号一五に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十五年建設省告示第千七百二十二号で指定した同号一五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町大江
字山神下モ分　一七一一番　一号から三号まで及び十号
　一七一二番　四号から九号まで
二　昭和四十二年建設省告示第千百七十八号で指定した徳丸谷川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町徳丸
字山根屋敷　一三九三番一　一号
　一三九三番三　二号
　一三七二番一　十五号及び十六号
　一三八四番四　十七号及び二十号から二十二号まで
　一三八四番三　十八号
　一三八四番一　二十三号
　一七〇七番一　三号から七号まで及び九号から十四号まで
　一七〇七番四　八号及び十九号
三　平成二十年国土交通省告示第四十八号で指定した同号五に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町徳丸
字尾谷　一六九〇番一　一号及び二号
　一六九〇番八　三号から五号まで
四　平成二十年国土交通省告示第四十八号で指定した同号五に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱六号から十二号までを順次結んだ線及び標柱六号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町徳丸
字山根屋敷　一三九九番一　六号、八号、九号、十一号及び十二号
　一四〇二番二　七号
字西平　一七〇七番一　十号

○国土交通省告示第九百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した土地の指定を解除する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和四十二年建設省告示第九百八十九号で指定した宮崎県下の谷川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域
宮崎県宮崎市高岡町高浜
字小畑　一七四六番一　一号
　一七五七番一　二号
　一七九〇番一　地先河川敷　三号及び四号